

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いましたので、その結果の概要を公表いたします。

1. 2025年3月期の分析・評価の方法

取締役会の実効性に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。そのうえで、回答の集計結果に基づき、取締役会において積極的な議論を行い、その実効性に関する分析および評価を行いました。なお、取締役会評価の質問票の大項目は次のとおりです。

- I 取締役会の構成
- II 取締役会の役割・責務
- III 取締役会の運営
- IV 情報開示・株主との対話
- V 各取締役について（各自の自己評価）
- VI 各社外取締役について（社外取締役ご自身に対する評価）

2. 取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

当社取締役会は、以下の観点から、取締役会の実効性が確保できているものと分析・評価しております。

- －取締役の人数、社外取締役の人数
- －取締役会の構成の多様性
- －社内取締役が特定の部署出身者に偏りの有無
- －経営陣の報酬への業績やリスク反映の有無
- －関連当事者と会社との間の利益相反取引の管理
- －報酬諮問委員会の機能
- －取締役会の開催スケジュール・頻度、取締役会決議事項
- －取締役会の審議時間及び資料の配布タイミングや方法の適切性
- －役員求めに応じた情報の円滑な提供
- －政策保有株式についての精査・検証
- －内部通報制度の運用の監督
- －取締役会や社外役員の職務遂行を補助するスタッフの数
- －社外取締役の発言回数・内容
- －社外取締役、取締役、監査役が自由に発言できる雰囲気
- －財務情報・非財務情報等の適時かつ正確な情報開示に対する監督
- －取締役が、役割・責務を適切に果たすための時間・労力確保、追加情報提供の請求の状況
- －取締役による、議案内容が不合理な場合の反対意見や代替案の提案状況
- －各取締役が監督を行うための知識や情報収集の実施状況
- －各取締役と他の役員とのコミュニケーション

一方、当社取締役会は、次の点については、評点は低くないものの昨年度の評価よりは下が

ったことから相対的に課題と認識しました。

- 1) 取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、目標未達の場合、原因の分析を十分に行い、次期以降の計画に反映しているか（CGC 補充原則 4-1②）
- 2) 社外取締役は、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行い（CGC 原則 4-7（ii））、また、経営陣・支配株主から独立した立場として、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることができているか（CGC 原則 4-7（iv））

これを受けて、当社取締役会で議論を重ねたところ、以下のとおり意見を得ました。

以下の施策を含め、更なる改善を検討実施して参ります。

- 1) 経営幹部による戦略合宿や戦略共有会を定期的実施し、現状の分析や数年先を見据えた検討の機会を設けることで中期の経営方針を立案している。取締役会の場などで、合宿や戦略共有会の内容を共有し、次期以降の計画を説明、議論する場を設けることを検討していく。
- 2) 取締役会とは別に、現経営陣と社外取締役との面談や意見交換の機会を設け、執行部側が描く戦略や方針を社外取締役に説明し、社外取締役が執行部側に対して持つ課題等ついて、意思疎通を図る機会を増やしていくことを検討する。

以上